

弘前市仲町伝統的建造物群保存地区 現状変更行為許可基準

土地の形状		<ul style="list-style-type: none"> ・土地の履歴を調査のうえ、現状維持もしくは旧状に復原する。 ・分譲・分割などの敷地割りの変更は原則不可 ・開口部は原則、3 m以内とする。
建築物 (主屋)	位置	原則として道路から4 m以上後退すること。
	規模	<ul style="list-style-type: none"> ・棟高8 m以下で歴史的風致に調和するもの ・小屋、車庫等の場合は、棟高3.5m以下で歴史的風致に調和するもの。
	構造	<ul style="list-style-type: none"> ・木造2階建て以下。ただし、総2階建ては不可。 ・道路から望見できる部分は総2階に見えないこと。 ・妻面が道路に面する場合は、2階部分は道路側の1階軒先から1.8m以上後退すること。 ・道路から望見できる2階部分の壁面は揃えること。
	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・切妻造り、もしくは寄棟造りとする。 ・軒は伝統的建造物に準じた出幅とする。 ・勾配は、2/10～3.5/10程度とする。 ・色彩(雨樋も含む)は、黒色もしくは茶褐色とする。 ・道路から望見できる部分へのトップライト、ソーラーパネルの設置は不可。(外壁においても同様)
	外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統的な外観(白漆喰または土壁仕上げ)に準じた仕様とする。 ・色彩は、白漆喰または土壁に準じた色とする。
	基礎	歴史的風致に調和するものとし、地盤面からの露出は600mm以内とする。
	建具	<ul style="list-style-type: none"> ・道路から望見できる部分は、原則、引き違い形式とする。 ・色彩は、黒色もしくは茶褐色とする。 ・風除室を設置する場合の仕様及び色彩も同様。
	設備機器	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、道路から望見できないような配置・形状とすること。 ・歴史的風致に調和する材料・色彩とすること。
	外構 駐車場	
工作物	表門	冠木門、棟門、薬医門、門柱とし、歴史的風致に調和する材料・意匠・色彩とすること。
	板塀	伝統的建造物に準じた仕様とし、歴史的風致に調和する材料・意匠・色彩とする